

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月） 午後2時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 出席委員 11名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
5番 三本友子 6番 齋藤義夫 7番 関谷常夫
8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄 10番 小杉義光
11番 櫻井政志 12番 山田久栄
4. 欠席委員 1名 小林平仁
5. 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第3号 見附市農地移動適正化あっせん基準の変更について
6. 農業委員会事務局職員
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菰澤亜紀子
7. 会議の概要
(午後2時 開会)

議長 ただ今から、令和7年8月の農業委員会総会を開会いたします。

(関谷会長) 本日は、欠席委員1名、小林平仁委員より報告がありました。現在の出席委員は、11名です。よって、総会は、成立しております。

招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。

議長 はじめに会議録署名委員の指名でございますが、議席番号1番 齋藤高央委員、

(関谷会長) 2番 渡邊和明委員の2名をお願いします。

議長 報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。

(関谷会長)

事務局 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。

(菊地次長)

10 番、申請地目は田、2 筆、面積合計 640.48 m²です。転用事由は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。

11 番、申請地目は畑、面積 12 m²です。転用事由は住宅用庭敷地、権利種別は売買による所有権移転です。

申請番号 10 番、11 番とも、市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問などありましたらお願いします。

(関谷会長) (質問、意見なし)

議長 質問等ないようですので、これで報告を終わります。

(関谷会長)

議長 続いて議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

(関谷会長)

事務局 「議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」説明します。

(菊地次長)

5 番、申請地目は田、4 筆、面積合計 3,850 m²のうち 649.26 m²です。

転用事由は、送ガス管の廃止に伴う撤去工事の作業用資材置き場として一時的に使用するため、一時転用申請するものです。権利種別は賃貸借権の設定です。申請地は農用地区域内の農地ですが、立地基準の観点からは、申請地は工事場所に隣接しており、他に適当な場所が無く、一時的な利用である場合には認められていますので、問題ありません。資料として 1-1 位置図、申請地の全部事項証明書、工事概要書の写し、見附市長からの農地の一時転用に関する意見書、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書、工事後の農地復元を含めた誓約書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。

6 番、申請地目は畑、面積 640 m²です。

転用事由は、工場施設の増設に伴い、製作部材の大型化が進み、長い部材を運搬するためのポールトレーラーが使われるようになったが、6 台の待機場所が不足し 3～4 台は市道に待機している状況から、近隣住民に迷惑をかけていること、また、資材置き場も不足していることから、運搬車両待機場所及び資材置き場確保を目的とした敷地拡張のため今回申請するものです。権利種別は売買による所有権移転です。立地基準は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。資料として 1-2 位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、利用現況図及び詳細利用計画図の写し、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意

書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議長
(関谷会長) 事務局の説明が終わりました。
5 番について地区担当委員の矢澤推進委員より補足説明をお願いします。

矢澤委員 事務局の説明の通りで、地主さん、耕作者さんとも了承されており、稲刈りが
終わり次第、工事に入るといふことで、話がついています。また、工事終了後
は農地として復元すると聞いていますので、問題ないと思います。

議長
(関谷会長) 6 番について地区担当委員の高橋委員より補足説明をお願いします。

高橋委員 国土強靱化計画による整備事業の機能強化が言われており、それに伴い工事に係る
機材やトレーラー等を置く場所が必要な状況となっていました。土地が確保できず、
道路が通行できなくなってしまうため、以前から土地の借用をお願いしていたところ
で、今回、所有者の方と話がまとまったものです。また、奥にある祠も含めて譲
り、毎年 7 月のお祭り等も含めお願いするということになっています。問題ないと思
いますのでよろしくお願いします。

議長
(関谷会長) 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議長
(関谷会長) 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第 1 号を原案のとおり決
定することに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

議長
(関谷会長) 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第 1 号を原案のとおり決
定することに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長
(関谷会長) 次に「議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務
局より説明願います。

事務局
(菰澤係長) 「議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計
画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くとされていますので、
市から当会に対し意見が求められています。
今回は新規の促進計画、2 筆、合計面積 1,886 m²です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長) (質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第2号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第2号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 続いて「議案第3号 見附市農地移動適正化あっせん基準の変更について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 農業経営基盤強化促進法第5条の規定により、都道府県は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を定めることになっています。県の基本方針については、この3月に改訂され、それを受け市町村の基本構想も見直しを行い、農業委員会でも6月に承認したところです。この市の基本構想の変更に伴い、「農地移動適正化あっせん基準」も改定を行うものです。

あっせん基準の内容については、変更箇所はありません。市の基本構想の経営モデルの指標の変更にあわせて、別表1の経営目標について改定を行うものです。改定した表が別紙1になります。変更箇所については新旧対照表、別紙2になります。

また、あっせん基準を変更する際には、「あっせん基準作成協議会」を開催することが、国の実施要領に定められております。そのため、市の基本構想の見直しと同時に、県と事前協議を行い、協議会構成員である、見附市、新潟県長岡農業普及指導センター、えちご中越農業協同組合、刈谷田川土地改良区・福島江土地改良区・大江筋土地改良区・杉沢土地改良区に対し、協議会を開催し改定案の了承を得ています。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長) (質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第3号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長
(関谷会長)

質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第3号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長
(関谷会長)

本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和7年8月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____